

T's Dance Room (ティーズダンスルーム) 会員規約

第1章 総 則

第1条(名称)

T's Dance Room (ティーズダンスルーム)

第2条(所在地)

神奈川県川崎市幸区下平間111-6 2階 (Aスタジオ)

神奈川県川崎市幸区下平間205-17 地下1階 (Bスタジオ)

第3条(目的)

T's Dance Room(以下「当スタジオ」という)は、ダンスや歌唱などのエンタテインメントを教授することを目的とするダンススクール・ボーカルスクールであり会員相互の親睦、及び心身の健康維持と増進を図ります。

第2章 会 員

第4条(会員資格)

当スタジオがスクール会員として適当であると認めた方とします。

- 1) 反社会的勢力関係者及び当スタジオに相応しくないと判断される行為、行動、身なりの方は入会をお断りすることがあります。
- 2) 入会後においても前項事実が判明、発生した場合は、当スタジオは会員に対し直ちに除名もしくは解約することができるものとします。
- 3) 会員資格を得ていた場合でも、当スタジオが定める各クラスの会員定数を超過していた場合、該当クラスには入れません。ただし、該当クラスに欠員が生じた場合、該当クラスを受講することが可能です。

第5条(入会手続き)

本規約を了承した上、所定の様式に住所、氏名等の定められた事項を記載した入会申込書に入会金を添えて提出し、その承認を得て会員となることができます。

第6条(諸規則の遵守)

会員は本規約及び当スタジオが定める諸規則を厳守しなければならないものとします。

第7条(資格喪失)

当スタジオの会員資格は、次の各号に定める事由に該当するときに喪失します。

- 1)退会 2)除名 3)解約 4)死亡

第8条(退会)

会員の意思による退会希望

第9条(除名)

当スタジオは会員に次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、会員資格を除名することができるものとします。

- 1) 当スタジオの名誉、品位を著しく傷つけ、また他の会員に迷惑となる行為があったとき。
- 2) 本規約及び当スタジオが定める諸規則に違反する行為があったとき。
- 3) 故意に当スタジオの音響、及び設備等を破損したとき。
- 4) レッスン料、その他の諸納入を怠り、督促を受けても尚、所定の期日までに納入されないとき。
- 5) 当スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 6) その他当スタジオが、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。

第10条(解約)

当スタジオは運営・管理・その他の事情により会員との間の入会契約を解約することができるものとします。

第11条(責任事項)

- 1) 当スタジオは会員が当スタジオ内で生じた人的・物的事故ならびに盗難においては一切その責任を負わないものとします。
- 2) 当スタジオでは貴重品は預からず、会員各自の責任において管理することを基本とします。
- 3) 会員が当スタジオ施設の利用中、重大な自己責任に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が責任を負うものとします。

第3章 入会金、レッスン費

第12条(入会金)

- 1) 入会金を納入し入会手続きを完了した場合、会員資格が得られるものとします。
- 2) 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わずこれを返還しないものとします。

第13条(レッスン費)

レッスン費は当スタジオの所定の方法で前払い制とします。なお、一旦納入されたレッスン費は、会員による理由の如何を問わずこれを返還しないものとします。また、会員の都合によりレッスンを欠席した場合、レッスン費の返還はありません。

第14条(変更)

当スタジオは運営状況、管理負担、世の中の情勢、その他の事情により、入会金、レッスン料、月謝、諸費用などを会員に許諾を得ることなく、変更することができるものとします。

第4章 附 則

第15条(変更事項の届出)

会員は住所、連絡先等、入会記載事項に変更があった場合、速やかに届け出るものとします。

第17条(レッスン日程)

当スタジオでは、全 52 週間(365 日)のうち毎月 4 回レッスンを目安にレッスン日を設ける。ただし、年末年始、GW、夏季休業などを考慮して、各曜日とも年 46 回(48 回ではない)のスタジオオープン日を設定し、当スタジオ発行の年間レッスンカレンダーを基準としてレッスンをおこなうものとする。

第18条(休講・代講・振替レッスン)

次の各号により当スタジオの開場、もしくは各レッスンの開講が困難な場合、休講・代講・振替レッスン、またはレッスン費の返金対応となることがあります。

- 1) インストラクターの病気や都合によりレッスンができない場合は、代理インストラクターによる代講を行うものとする。ただし、代講が不可能な場合、休講または振替レッスンを行うものとする。
- 2) 当スタジオの都合により、年間レッスンカレンダーの開場日を変更することがあります。この場合は、別日を振替開場日とします。
- 3) 当スタジオまたはインストラクターの都合により、代講および振替レッスンができない場合、該当月の納入月謝÷受講予定レッスン数の金額を現金にて返金します。(100 円未満切捨て)
- 4) 理由如何に関わらず代講・振替レッスンを欠席した場合、別日の振替開場日に受講できなかった場合、いずれもレッスン費の返還および個別振替レッスンはありません。

第19条(改正)

当スタジオが必要と認めた場合、スタジオ規約を改正または別に定めることができ、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

平成 29 年 7 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和元年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 8 月 1 日